



最高裁秘書第 57 号

平成 29 年 1 月 11 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成 28 年度（最情） 諒問第 27 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年1月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年1月10日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分の全部が行政機関情報公開法第5条第6号に該当するわけではない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所の庁舎内部の見取り図（約240ある部屋が具体的にどこにあるかが分かる図面）（職員配置図は除く。）

(2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、B2階から5階までの各階平面図（以下「本件各対象文書」という。）を特定した上、平成28年11月30日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断において不開示とした部分は、本件各対象文書中の傍聴人や裁判所見学者が立ち入る場所を除く場所に係る部分であり、当該部分については、行政機関情報公開法第5条第6号に相当するとしている。

このように判断した理由は、次のとおりである。

イ 最高裁判所の庁舎は、各門扉に警備員を配し、一般的に公開されている法廷等の部分を除き、許可のない者の入講を禁止していることから明らかなどおり、庁舎全体についての高度なセキュリティを確保する必要のある建物であることから、最高裁判所の庁舎の図面を開示することは、警備事務に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

特に、最高裁判所判事や各局課館長は、裁判所の重大な職務を担う要人であり、襲撃の対象となるおそれが高く、極めて高度なセキュリティが要請される。また、各種設備関係室は、最高裁判所庁舎の機能を維持する重要な設備であり、そのセキュリティ確保が高く求められるものである。したがって、本件各対象文書のうち、各局課館長の執務室、裁判官室及び各種設備関係室並びにこれらの位置関係が推測される部分及び最高裁判所判事の動線を把握できる部分については、公にすると警備事務に支障を及ぼすおそれがあり、不開示とする必要がある。

ウ この点について、苦情申出人は、苦情申出書の各添付文書、書籍、庁舎案内図等（以下「各添付文書等」という。）に、庁舎内にどのような部屋があり、どのような位置関係にあるかが分かる記載があり、これらの記載によって何らかの弊害が発生しているわけではないことから、このように位置関係が判明している部屋については不開示事由がない旨主張する。しかし、各添付文書等の記載によっても、最高裁判所庁舎内の部屋の具体的な位置関係や間取りが判明するものとはいえない。

また、苦情申出人は、職員配置図が開示されている旨主張するが、職員配置図は各部屋の職員の配席を示したものにすぎず、各執務室等の具体的な場

所を明らかにしているものではない。

さらに、苦情申出人はグーグルマップの航空写真と照合すると最高裁判所庁舎の各棟の位置関係が分かる旨主張するが、同写真からは具体的な棟名は判明しないのであるから、苦情申出人が知っている情報を組み合わせることによって位置関係が推測されるとしても、正確な位置関係が明らかになるものではない。よって、グーグルマップに航空写真が掲載されていることをもって、本件各対象文書中の不開示部分を開示しても警備事務に支障を来さないということにはならない。

したがって、苦情申出人の主張はいずれも失当というべきである。

なお、苦情申出人は、最高裁判所長官公邸について、平成21年6月付けの最高裁判所長官公邸の整備に関する有識者委員会報告において間取りが公表されている旨述べているが、公表されているのは間取りのイメージ図であり、具体的な間取りが公表されているものではないから、この点に関する苦情申出人の主張は本件各対象文書中の不開示部分を開示すべき理由とはならない。